

学位論文題名

韓国における都市計画・住宅法制度の
政策展開に関する研究

学位論文内容の要旨

日本と大韓民国(以下「韓国」と略称)の都市・住宅に関する政策や法制度を比較研究することの意義は、次の諸点にあると考える。

① 比較の一般的容易性

経済的・社会的・文化的諸条件(国家のファンダメンタルズ)の類似性が他の諸国間より強い
ため、諸般の事象について比較を行いやすい。

② 関連制度の共通性

歴史的経緯により、民法等の基本法制から各種行政法規、計画制度、事業手法、組織に至るま
で、共通する内容が多いため、直接比較を行うことが可能である。

③ 問題の共有性

産業化に伴う都市問題の発生、住宅問題、地価高騰、バブルの発生と崩壊、土地利用の混乱、
環境問題等、ほとんどすべての問題を共有していることから、比較の素材が豊富であり、かつ、
比較に値する。

④ 対策の相異性

同様、類似の問題に対し、異なる政策アプローチ、施策パッケージを採用している場合があり、
それらの比較を行うことは、社会実験的観点から有用である。

⑤ 東西比較の前提

東洋社会と西洋社会における法・制度・政策の社会的機能の異同を確定する前提として、東洋
社会におけるそれらの同質性の検証作業の一環としての役割が存する。

本研究の目的は、上記の視点を踏まえ、韓国の都市・住宅に関する政策と法制度について、日本
との比較を行いつつ、その全体像を明らかにするための第一段階として、韓国の都市計画及び住宅
法に関する諸制度の歴史的展開とその意義を明らかにすることにある。

そのため、次のような時代区分を設定し、各時代におけるそれらの内容を分析して、その効果と
課題を抽出して、歴史的意義を考察することとした。その時代区分の概要は、以下の通りである。

[第1期 導入期]

この時期は、近代的な都市計画・住宅法制度が朝鮮半島に導入、移植された時期であり、1910年の
日韓併合時代及び1945年に韓国が独立して1961年に軍事政権が成立するまでを対象とする。韓国
成立後も植民地時代の制度や法令が若干の微修正を加えたのみでそのまま適用されたので、第1期
に含めることとする。第1期の性格を一言で言えば、日本の制度・法体系の受動的受容期である
と言える。

[第2期 発展期]

この時期は、1961年に軍事政権が成立して経済成長と国土開発のための施策が活発に展開された
1990年代初めまでを対象とする。第2期の性格を一言で言えば、日本の制度・法体系の積極的・選
択的受容及び自己発展期であると言える。

[第3期 転換期]

この時期は、1990年代初めから現在までを対象とし、今も進行中である。第3期の性格を一言で言えば、日本の制度・法体系からの離脱期であると言える。

本論文は、このような時代区分に基づき、以下のように構成している。

すなわち、第1章では導入期を取り扱い、日本植民地時代を中心とする韓国の近代化過程における都市計画制度の展開と住宅法制度の展開を分析している。日本の植民地化によって韓国の近代化が始まり、行政制度や法体系の整備が朝鮮総督府主導によりなされたが、その内容は日本本土のものを基本的にほぼそのまま導入しつつ、現地の諸情勢を考慮して独自の工夫も加えられており、全体として見れば、日本の制度・法体系が受動的な形で受容されたことを明らかにする。

第2章では発展期を取り扱っている。韓国の高度成長時代であり、経済発展と国土開発のためのさまざまな計画制度や法制度が精力的に整備された時期である。都市計画制度については、グリーンベルト制度の歴史と効果に関する考察を中心として都市計画技法の展開について分析するとともに、住宅法制度については、韓国の住宅様式を中心と言える集合住宅の管理制度に関する考察を中心として分析して、日本の制度・法体系が韓国側によって選択的に受容され、発展していったことを明らかにする。この時期にはふたつの動きが特徴的に見られる。ひとつは、日本のさまざまなシステムを韓国の政策目的に対応して選択した上で、積極的に導入したことであり、ふたつには、同時にそれを韓国の諸条件に適合させ、さらには一部については独自の発展を図ったことである。

第3章では、転換期を取り扱う。前の時期とオーバーラップする時期でもあるが、1990年代初めにはバブル対策として土地制度に関し、西欧の制度も参考としつつ、規制強化や負担増加のための大胆かつ画期的な改革が行われた。1990年代後半にはそうした厳しい法制の反動として、規制改革の名の下での大幅な規制緩和が行われた。そこで、この土地利用規制緩和の背景とそれによって生じた諸問題、講じられた対応策を分析して、日本の市街化調整区域の問題との対比も加えて評価する。

その後、規制緩和の行き過ぎによるさまざまな弊害への政策的揺り戻しとして、2000年以降はより合理的な規制システムを模索する動きが展開されつつある。

このように政策の軸が揺れ動いているのがこの時期の大きな特徴であるが、そうした表面的な動きの中で、日本の制度・法体系から脱しようとする基調が存する。それは、「都市計画法」、「都市再開発法」、「土地区画整理事業法」、「国土利用管理法」といった日本法と同様の名称の法律がなくなったという形式的な離脱にとどまらず、建築法の集団規定の都市計画法への一元化、都市・住宅の再整備に関する事業法の一元化、民間の新規開発に関する各種手法を体系化した事業法の制定、さらには都市計画技法を全国土に適用するための都市計画法と国土利用管理法の統合などである。かくして、もはや日本の法制との一対一対応関係は解消されつつあり、日本の制度・法体系からの離脱を図り、独自の制度・法体系を構築しつつあることを明らかにする。

以上の分析と考察を通じて、韓国の都市計画・住宅法制度が韓国国家社会の近代化過程の中で日本からの制度移入によって受動的に始まり、独立後は国土開発と経済社会の発展を支える基本的枠組みとして日本の制度・法体系を積極的・選択的に採用しつつ、自国の状況に適合させる形で整備され、さらに、近年においては独自の道を歩み始めるに至ったという発展過程を辿っていることを明らかにした。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 越 澤 明
副 査 教 授 加 賀 屋 誠 一
副 査 教 授 奥 俊 信

学位論文題名

韓国における都市計画・住宅法制度の 政策展開に関する研究

日本と大韓民国（以下「韓国」と略称）の都市・住宅に関する政策や法制度を比較研究することの意義は、経済的・社会的・文化的諸条件（国家のファンダメンタルズ）の類似性が他の諸国間より強いこと等に鑑み、①比較の一般的容易性、②関連制度の共通性、③問題の共有性、④対策の相異性、⑤東西比較の前提となり得ることなどが挙げられる。

本研究の目的は、上記の視点を踏まえ、韓国の都市・住宅に関する政策と法制度について、日本との比較を行いつつ、その全体像を明らかにするための第一段階として、韓国の都市計画及び住宅法に関する諸制度の歴史的展開とその意義を明らかにすることにある。

そのため、次のような時代区分を設定し、各時代におけるそれらの内容を分析して、その効果と課題を抽出して、歴史的意義を考察した。

〔第1期 導入期〕この時期は、近代的な都市計画・住宅法制度が朝鮮半島に導入、移植された時期であり、1910年の日韓併合時代及び1945年に韓国が独立して1961年に軍事政権が成立するまでを対象とする。韓国成立後も植民地時代の制度や法令が若干の微修正を加えたのみでそのまま適用されたので、第1期に含めることとする。第1期の性格を一言で言えば、日本の制度・法体系の受動的受容期であると言える。

〔第2期 発展期〕この時期は、1961年に軍事政権が成立して経済成長と国土開発のための施策が活発に展開された1990年代初めまでを対象とする。第2期の性格を一言で言えば、日本の制度・法体系の積極的・選択的受容及び自己発展期であると言える。

〔第3期 転換期〕この時期は、1990年代初めから現在までを対象とし、今も進行中である。第3期の性格を一言で言えば、日本の制度・法体系からの離脱期であると言える。

本論文は、このような時代区分に基づき、以下のように分析と考察を行った。

すなわち、第1章では導入期を取り扱い、日本植民地時代を中心とする韓国の近代化過程における都市計画制度の展開と住宅法制度の展開を分析している。日本の植民地化によって韓国の近代化が始まり、行政制度や法体系の整備が朝鮮総督府主導によりなされたが、その内容は日本本土のものを基本的にほぼそのまま導入しつつ、現地の諸情勢を考慮して

独自の工夫も加えられており、全体として見れば、日本の制度・法体系が受動的な形で受容されたことを明らかにした。

第2章では発展期を取り扱っている。韓国の高度成長時代であり、経済発展と国土開発のためのさまざまな計画制度や法制度が精力的に整備された時期である。都市計画制度については、グリーンベルト制度の歴史と効果に関する考察を中心として都市計画技法の展開について分析するとともに、住宅法制度については、韓国の住宅様式の中心と言える集合住宅の管理制度に関する考察を中心として分析して、日本の制度・法体系が韓国側によって選択的に受容され、発展していったことを明らかにした。この時期にはふたつの動きが特徴的に見られる。ひとつは、日本のさまざまなシステムを韓国の政策目的に対応して選択した上で、積極的に導入したことであり、ふたつには、同時にそれを韓国の諸条件に適合させ、さらには一部については独自の発展を図ったことである。

第3章では、転換期を取り扱う。1990年代初めにはバブル対策として土地制度に関し、西欧の制度も参考としつつ、規制強化や負担増加のための大胆かつ画期的な改革が行われた。1990年代後半にはそうした厳しい法制の反動として、規制改革の名の下での大幅な規制緩和が行われた。そこで、この土地利用規制緩和の背景とそれによって生じた諸問題、講じられた対応策を分析して、日本の市街化調整区域の問題との対比も加えて評価した。その後、規制緩和の行き過ぎによるさまざまな弊害への政策的揺り戻しとして、2000年以降はより合理的な規制システムを模索する動きが展開されつつある。このように政策の軸が揺れ動いているのがこの時期の大きな特徴であるが、かかる表面的な動きの中で、日本の制度・法体系から脱しようとする基調が存する。それは、「都市計画法」、「都市再開発法」、「土地区画整理事業法」、「国土利用管理法」といった日本法と同様の名称の法律がなくなったという形式的な離脱にとどまらず、建築法の集団規定の都市計画法への一元化、都市・住宅の再整備に関する事業法の一元的な一元化、民間の新規開発に関する各種手法を体系化した事業法の制定、さらには都市計画技法を全国土に適用するための都市計画法と国土利用管理法の統合などである。かくして、もはや日本の法制との一対一対応関係は解消されつつあり、日本の制度・法体系からの離脱を図り、独自の制度・法体系を構築しつつあることを明らかにした。

以上の分析と考察を通じて、韓国の都市計画・住宅法制度が韓国国家社会の近代化過程の中で日本からの制度導入によって受動的に始まり、独立後は国土開発と経済社会の発展を支える基本的枠組みとして日本の制度・法体系を積極的・選択的に採用しつつ、自国の状況に適合させる形で整備され、さらに、近年においては独自の道を歩み始めるに至ったという発展過程を辿っていることを明らかにした。

これを要するに、著者は、韓国の都市計画及び住宅に関する法制及び諸制度の実証的な研究を通して、日本との比較も含めた歴史的展開とその意義を明らかにしており、都市計画学及び都市・住宅政策学に貢献するところ大なるものがある。よって、著者は、北海道大学博士（工学）の学位を授与される資格あるものと認める。